

騒音及び振動に係る特定施設の届出要領

1. 届出の種類

	届出事項	騒音規制法	振動規制法	届出期限	未届又は虚偽の届出の罰則
1	工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合	特定施設設置届（法第6条一様式第1）	特定施設設置届（法第6条一様式第1）	工事開始の 30日前 まで	騒音規制法第30条 5万円 以下、振動規制法第26条 30万円 以下の罰金
2	一の地域が指定地域となった際、現にその地域内において工場又は事業場に特定施設を設置している場合 一の施設が特定施設となった際、現に指定地域内において工場又は事業場にその施設を設置している場合	特定施設使用届（法第7条一様式第2）	特定施設使用届（法第7条一様式第2）	指定地域となった日又は特定施設となった日から 30日 以内	騒音規制法第31条 3万円 以下、振動規制法第27条 10万円 以下の罰金
3	特定施設の種類ごとの数を変更する場合 ※1 特定施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合特定施設の使用の方法を変更する場合 ※2	特定施設の種類の数変更届（法第8条一様式第3） —	— 特定施設の種類及び能力ごとの数、特定施設の使用の方法変更届（法第8条一様式第3）	変更工事開始日の30日前まで	騒音規制法第31条3万円以下の罰金 振動規制法第27条10万円以下の罰金

	届出事項	騒音規制法	振動規制法	届出期限	未届又は虚偽の届出の罰則
4	騒音又は振動の防止の方法を変更する場合 ※ 3	騒音の防止の方法変更届（法第 8 条－様式第 4）	振動の防止の方法変更届（法第 8 条－様式第 4）	変更工事開始日の 30 日前 まで	騒音規制法第 31 条 3 万円 以下、振動規制法第 27 条 10 万円 以下の罰金
5	氏名、住所、工場又は事業場の名称、所在地等に変更があった場合 ※ 4	氏名等の変更届（法第 10 条－様式第 6）	氏名等の変更届（法第 10 条－様式第 6）	変更のあった日から 30 日以内	騒音規制法第 33 条 1 万円 以下、振動規制法第 29 条 3 万円 以下の過料
6	工場又は事業場に設置する特定施設のすべての使用を廃止した場合	特定施設使用全廃届（法第 10 条－様式第 7）	特定施設使用全廃届（法第 10 条－様式第 7）	使用を廃止した日から 30 日以内	騒音規制法第 33 条 1 万円 以下、振動規制法第 29 条 3 万円 以下の過料
7	工場又は事業場に設置した特定施設のすべて（すべて又は一部）譲り受け又は借り受け、相続又は合併により承継した場合	承継届（法第 11 条－様式第 8）	承継届（法第 11 条－様式第 8）	承継があった日から 30 日以内	騒音規制法第 33 条 1 万円 以下、振動規制法第 29 条 3 万円 以下の過料

- ※ 1 特定施設の種類ごとの数を減少する場合及び特定施設の種類の種類に係る直近の届出により届出た数の 2 倍以内の数に増加する場合は、届出の必要はありません。
- ※ 2 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合及び使用時間の開始時刻の繰上げ又は終了時間の繰下げを伴わない場合は、届出の必要はありません。
- ※ 3 防止方法の変更により騒音又は振動の大きさが増加しない場合は、届出の必要はありません。
- ※ 4 工場等の所在地の変更とは住居表示の変更のことであって、工場・事業場の移転による変更ではありません。移転の場合は、1 及び 6 の届出が必要になります。

2. 指定地域

騒音規制法の 区域の区分	振動規制法の 区域の区分		都市計画の用途地域
第 1 種区域	第 1 種区域		第 1 種低層住宅専用地域 第 2 種低層住宅専用地域
第 2 種区域			第 1 種中高層住宅専用地域 第 2 種中高層住宅専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域
第 3 種区域	第 2 種区域	I	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第 4 種区域		II	工業地域

3. 騒音規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(単位：デシベル)

時間の区分	区 域 の 区 分			
	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
昼 間 午前 8 時から午後 6 時まで	5 0 以下	6 0 以下	6 5 以下	7 0 以下
朝 ・ 夕 午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 9 時まで	4 5 以下	5 0 以下	6 5 以下	7 0 以下
夜 間 午後 9 時から午前 6 時まで	4 0 以下	4 5 以下	5 5 以下	6 5 以下

4. 振動規制法第4条第1項の規定に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準
(単位：デシベル)

時間の区分	区 域 の 区 分		
	第1種区域	第2種区域 (Ⅰ)	第2種区域 (Ⅱ)
昼 間 午前8時から午後7時まで	60以下	65以下	70以下
夜 間 午後7時から午前8時まで	55以下	60以下	65以下

◎騒音規制法に基づく特定施設

騒音規制法施行令別表第一(第一条関係)

一 金属加工機械

- イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。)
- ロ 製管機械
- ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)
- ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
- ホ 機械プレス(呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。)
- ヘ セン断機(原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)
- ト 鍛造機
- チ ワイヤーフォーミングマシン
- リ ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
- ヌ タンブラー
- ル 切断機(といしを用いるものに限る。)

二 空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

四 織機(原動機を用いるものに限る。)

五 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。)
- ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)

六 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

七 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)
- ハ 碎木機
- ニ 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)
- ホ 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)
- ヘ かな盤(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)

八 抄紙機

九 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)

一〇 合成樹脂用射出成形機

一一 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

◎振動規制法に基づく特定施設

振動規制法施行令別表第一(第一条関係)

一 金属加工機械

イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)

ロ 機械プレス

ハ セン断機(原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。)

ニ 鍛造機

ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。)

二 圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

三 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

四 織機(原動機を用いるものに限る。)

五 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。)

六 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)

七 印刷機械(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)

八 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。)

九 合成樹脂用射出成形機

十 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

騒音及び振動の特定施設に係る届出書記入方法

1. 届出者

当該届出義務者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名を記入してください。

2. 工場又は事業場の名称及び所在地

特定施設が設置されている工場又は事業場の名称及び所在地を記入してください。

3. 工場又は事業場の事業内容

製材業、印刷業、自動車部品製造業等その事業内容を具体的に記入ください。

4. 常時使用する従業員数

常時使用する従業員には、事務員も含みます。ただし、短期間のパート、アルバイトは含みません。

5. 騒音(振動)の防止の方法

騒音(振動)防止の方法としては、消音器の設置、音源室内の吸音板の設置、防音建造物の概要、遮音壁の設置、防振装置の設置等が考えられます。これらの騒音(振動)の防止に関して講じようとする措置を具体的に記載し、できる限り図面を利用して記載してください。

6. 特定施設の種類

騒音(振動)規制法施行令別表第1に掲げる項番号、記号及び特定施設名を記入してください。(例：1ーイ 圧延機械)

なお、この欄に書ききれない特定施設を設置する場合は、別紙によることとし同様の欄を作成し記入してください。

7. 型式・公称能力・数

型式・公称能力の同じものについては、まとめて記入してください。

8. 使用開始及び終了時間

特定施設の使用時間が断続する場合はその旨を記入ください。

9. 添付書類

届出要領届出書1～4を提出される場合は下記の書類を添付してください。（3、4の届出をされる場合は、変更前と変更後がわかるように提出ください。）

① 特定工場等及びその付近の見取図

工場・事業場の所在地が明らかになるように、方位、主要目標物並びに付近の状況（住宅、学校、病院等）を記載した図面を提出してください。

② 特定施設の配置図

特定施設の位置を明示し、縮尺又は距離等を記入してください。

③ 敷地内の建物配置図

④ 特定施設等の構造図（カタログ、写真等）

⑤ 消音施設（防振施設）等の構造図及び設置位置を示す図面

⑥ 騒音（振動）の計算書

10. 届出期限

届出要領のとおり

11. 届出書の提出部数と届出先

提出部数：正副2部（受理書とともに一部返却いたします。）

届出先：防府市生活環境部環境政策課環境衛生係

防府市寿町7-1（防府市役所4号館2階）

電話（0835）25-2172

ファクス（0835）25-2369

E-mail seikatsu@city.hofu.yamaguchi.jp

12. 電子申請

電子申請による手続きが可能となりました。

詳細はホームページを御確認ください。

様式第1

(記載例)

特定施設設置届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

防府市長 池田 豊 様

届出者 〒747-0000
防府市〇〇町〇〇番地
株式会社 〇〇製作所
代表取締役 〇〇〇〇 印

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	(株)〇〇製作所防府工場		※ 整 理 番 号		
工場又は事業場の所在地	防府市〇〇町〇〇番地		※受理年月日		年 月 日
工場又は事業場の事業内容	自動車部品製造業		※ 施 設 番 号		
常時使用する従業員数	〇〇人		※ 審 査 結 果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備 考		
特 定 施 設 の 種 類	型 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
1.ホ 機械プレス	三菱MT30	294kN	1	8:30	16:30
2.空気圧縮機	日立PS35	7.5kW	2	8:00	17:00

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。